

震災後の子ども心のケア
を考える講演会開催

去る七月二日、横浜弁護士会の主催で、「震災を受けた子どもと家族の心のケア—いま大人は子どものために何ができるか—」をテーマに講演会が開催されました。

兵庫県では、平成七年の阪神・淡路大震災の後、「こころのケアセンター」を五年間の期限付きで立ち上げており、その際、臨床心理士として仮設住宅を訪問するなどの活動にあたっていた、堀口節子さん（N）ひょうご被害者支援センター）がその経験を語りました。子どもは、自分の経験や感情を言葉で上手に伝えることができないため、行動や体調に変化が表れることが多くなるそうです。「被



「生き残ったことへの自責の念を訴える子どもは多い」と、子どもの苦しみの大きさを訴える堀口さん

災後の慌ただしい生活の中で、子どもが落ち着いて過ごしてくれれば大人にとって助かる面もあるが、ストレスを発散できないと、子どもの心の傷は深まっていく」と堀口さんは指摘します。特に思春期にある場合、素直に思いを語る事が難しいため、気持ちを共有し合えるグループをつくるなど、工夫が必要だそうです。

震災時の映像が繰り返し流されることの影響については、「目から入る情報は刺激が大きい。どうしても気になる内容なら、耳から入れてはどうか」とアドバイスがありました。また、本県に避難する被災者支援について、被災者同士がつながる場づくりを提案し、「地区社協などと連携して、地域の方にも参加してもらえらるといい」と説明を加えました。

子どもの権利委員会委員長の高橋温さん（横浜弁護士会）からは「目の前にいる子どもの『今』の思いに寄り添い、共に考え、解決していけるか。そこに尽きるところ」とまとめがあり、一人ひとりの子どもに向き合う姿勢の大切さが確認されました。

（企画調整・情報提供担当）

障害者相談支援専門員現
任研修への提案まとめ

平成十八年度施行の「障害者自立支援法」では、「相談支援事業」が市町村の責務として位置付けられました。この事業では、保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の実務経験を有した相談支援専門員（以下、「専門員」）が、障害のある方や家族等からの相談に応じるほか、連絡調整やサービス等利用計画の作成等の必要な支援を行っています。

障害のある方が住み慣れた地域で安心しながら、自分らしい生活を送っていくためには、日々の暮らしの中で求めていることや抱える課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な福祉サービス等に結びつけていくことのできる相談支援の体制づくりが重要となります。相談支援の中核を担う専門員への期待は、今後ますます高まるとともに、それに応えることのできる専門性をどう担保していくかが喫緊の課題となっています。

専門員には資質向上を目的に、初任者研修・現任研修の受講が義務付けられています。しかし、都

道府県（政令指定都市）ごとに研修内容が統一されておらず内容にばらつきがある、受講者層がさまざままで研修ニーズにずれがあるなどの問題があり、専門員の多くが求めている、相談業務に役立つ知識・技術のスキルアップや適切な指導・助言を十分に受けづらい状況もありました。

こうしたことから、研修のあり方を見直し内容を充実させていくと、本県の研修で講師等を担ってきた官民の関係者が中心となり活動する、(N)かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークが、厚生労働省の補助を受け、研修の効果的な実施方法や受講者のニーズにあったカリキュラムを調査研究し、提案をまとめました。

提案された現任研修カリキュラム案と専門コース別研修案との関係図（研究報告書より本会作成）

